

その他のご注意事項

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。またご契約の際には必ず「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。

■保険料お支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することといたしておりますのでお確かめください。また、2ヶ月経過しても保険証券が届かない場合には、お近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

■取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様の告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接ご契約されたものとなります。

■次のような場合には事前に損保ジャパンまたは取扱代理店にご連絡ください。

- 住所を変更される場合 ●保険金額等ご契約内容を変更される場合
- この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合など、ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）

またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うためには取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◎万一事故にあわれたら、ただちに事故発生の日時、場所、事故の原因、損害の程度などを取扱代理店またはお近くの損保ジャパンに文書でご通知ください。ご連絡のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

◎保険金のご請求にあたっては、次の書類をご用意ください。

①保険金請求書（損保ジャパン所定） ②盗難の場合は、盗難届出証明書 ③火災の場合は、罹災証明書

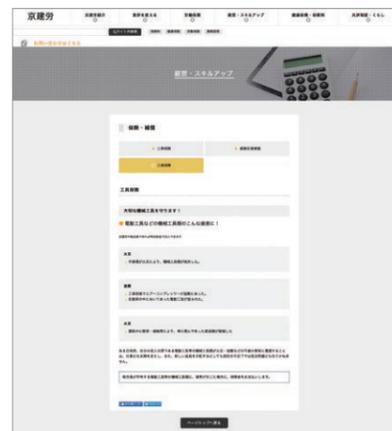
④その他、損保ジャパンが必要の都度お願いする書類

※動産総合保険（法人用）特定動産契約は、動産総合保険およびその他の特約をセットしたものです。

全京都建築労働組合の 工具の保険のページ

[https://www.kyokenro.or.jp/
management/tool](https://www.kyokenro.or.jp/management/tool)

検索



京建労 動産総合保険（新価保険特約付）

■（法人用）特定動産契約

皆様の大切な 財産を守ります



盗難 火災

運転中の
衝突による破損

等による損害を補償します

機械工具類の保険

京建労 建築仲間のでっかい組合 全京都建築労働組合

本部：〒601-8448 京都市南区西九条豊田町3番地
TEL(075)662-5321 FAX(075)662-5331
ホームページ <https://www.kyokenro.or.jp>

取扱代理店 担当窓口 **SRM**株式会社 **エスアールエム**

〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A
TEL (075) 255-0881 京建労専用ダイヤル(075) 255-0888 FAX(075) 255-0882 MAIL kyokenro@srm-net.co.jp
【担当】 西川泰典・村上直人・加藤龍生・大野愛子

(受付時間：日祝日を除く午前9時から午後6時まで)

取扱代理店 **SRM**株式会社 **エスアールエム**

〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227第12長谷ビル6F-A
TEL (075)255-0881 京建労専用ダイヤル(075)255-0888
FAX (075)255-0882 MAIL kyokenro@srm-net.co.jp

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 TEL:075-252-1016
京都支店 法人支社 〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671
損保ジャパンユニバース京都ビル4F
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

動産総合保険（法人用）特定動産契約の内容

1. 保険金をお支払いする損害

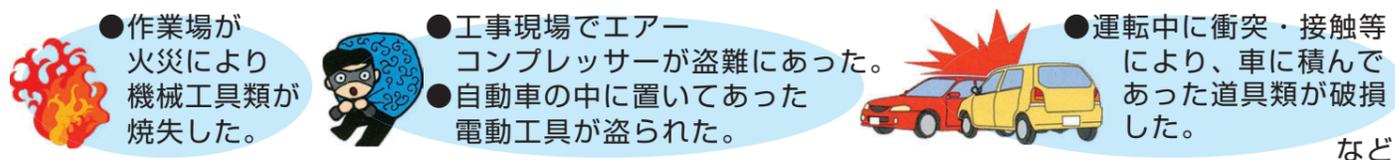
この保険は、保管中・運送中を問わず、皆さまの機械工具類に生じた偶然な事故による損害が保険金のお支払いの対象となります。

* お支払いする事故

・日本国内で、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、車両の衝突接触、その他外来の偶然な事故による損害

・1工具あたりの免責金額（自己負担額）は5,000円です。

* 具体的には次のような損害です。



2. 保険の加入資格

全京都建築労働組合（京建労）の組合員である個人または法人となります。

3. 保険期間

保険期間は1年間となります。

加入手続き完了後から随時ご加入できます。

4. 保険の目的

組合員の皆さま（法人の場合は法人所有に限る）が所有する電動工具などの機械工具類

- ・電動丸のこ、電動ドリル、釘打ち機、エアークンプレッサーなどの電動工具
- ・発電機、測量機、瓦昇降機などの小型機械
- ・バッテリー、充電器などの付属品

※対象とならない工具・機械類・・・鋸、かんな、釘、金槌、脚立、材料、ショベルカー等の重機類 など

5. 加入方法

■現在、皆さまが所有されている機械工具類のリストを作成し、ご提出ください。

※契約後、工具の追加や買い替え等が発生した場合、遅滞なくご連絡ください。ご連絡が無く事故があった場合、補償することはできません。

■補償希望金額＝保険金額を決めていただき、取扱代理店までご連絡ください。

◎保険金額の決め方

現在、皆さまが所有されている機械工具類を、現時点で買い替えた場合にかかる費用（再調達価額＝新価＝市場価格）で決定してください。

(※)特約条項(臨時費用限定不担保・物損害追加・管球類単独損害不担保・万引危険不担保・使用人等の不誠実行為不担保・格落損害不担保・自動販売機等・冷凍損害不担保・営業時間外金庫外保管不担保・運送中の単純破曲損不担保・サイバー攻撃等不担保) およびテロ危険等不担保特約条項も付帯されます。

6. 保険料

■機械工具類保険金額 1,000円あたり**30円** (保険期間：1年、一括払、自己負担額：1工具あたり免責金額5,000円)

代表的な機械工具類の保険金額・保険料（例）

機械工具	保険金額	保険料
エアークンプレッサー	50万円	15,000円
電動丸ノコ	15万円	4,500円
電動ドリル	10万円	3,000円
釘打ち機	7万円	2,100円
バッテリー	3万円	900円

■保険料について

一括払専用となります。年間保険料を一括でお支払いください。

7. 保険金のお支払い方法

<1> 損害保険金

損害保険金は、損害発生時の再調達価額を基準として、以下の算式により保険金をお支払いします。ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は保険価額）が限度となります。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} - \text{自己負担額}$$

(注)自己負担額とは、事故の際に1工具ごとにご契約者様に負担していただくもので、1工具あたり5,000円で設定しております。ただしこの自己負担額は火災、落雷、破裂、爆発事故については適用しません。

* 損害保険金計算の基礎となる保険価額は、損害が発生した時およびその場所における保険の目的を再調達するための価額（再調達価額）です。

* 損害額は全損の場合は再調達価額を基準とし、分損の場合は事故発生直前の状態に戻す為に必要な修繕費を基準に決定されます。

<2> 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金×10%以内で、実費をお支払いします。

<3> 修理付帯費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発により保険の目的が損害を受けた結果、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業倉庫構内にある保険の目的を除きます。

8. 保険金をお支払いできない主な場合【免責事項】

次のような損害は保険金のお支払いの対象となりません。

- ・地震、噴火、これらによる津波、洪水、戦争、暴動などの天災・事変による損害
- ・保険の目的自体に内在する欠陥・自然の消耗・さび・変色などによる損害
- ・詐欺・横領によって生じた損害
- ・置き忘れ、または紛失によって生じた損害
- ・万引きによる損害
- ・使用人等の不誠実行為によって生じた損害
- ・管球類（真空管・ブラウン管・電球等）に単独に生じた損害
- ・電氣的または機械的事故
- ・テロ行為による損害（保険金額10億円以上の場合に限りません。） など